

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

⇨ 会社法施行後の決算

Q : 会社法が施行されてから初めての決算を迎えますが、以前の決算と何か変更になる点はあるのですか？

A : 決算書の内容が変更になっていますので注意してください。

【解説】

すでにご承知のことと思いますが、今年の5月1日に会社法が施行され、5月1日以降に終了する事業年度からは、会社法の規定に従った決算をしなければならないこととなりました。

会社法の規定による決算では、貸借対照表のほか損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、付属明細書、事業報告及びその明細書を作成しなければならず、申告には、貸借対照表及び損益計算書、株主資本等変動計算書を添付しなければなりません。

株主資本等変動計算書とは、純資産の部の一会計期間における変動額のうち、株主に帰属する株主資本の変動事由を報告するもので、変動事由には、当期純利益、新株発行、剰余金の配当、自己株式の取得・消却・処分、資本金から準備金への振替、剰余金の各項目間の振替などがあります。純資産の部とは、従来の貸借対照表の資本の部の名称が変更になったものです。

また、株主資本等変動計算書は、株主資本、評価・換算差額等、新株予約権に区分表示され、株主資本は、資本金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式に区分されます。

